

第六回国会 水産委員会 議 録 第 十 一 号

昭和二十四年十一月十八日(金曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 夏淵源三郎君 理事 平井 義一君

理事 松田 鐵藏君 理事 佐竹 新市君

理事 林 好次君 理事 砂間 一良君

理事 小松 勇次君

小高 薫郎君 川端 佳夫君

田淵 光一君 玉置 信一君

富水格五郎君 長谷川四郎君

奥村又十郎君 水野彦治郎君

委員外の出席者

安下庄漁業 浦上 喜一君

協同組合長

副委員長 安達忠三郎君

大分県漁業 四井 廣夫君

振興会副委員長 山本 秀雄君

参事 宇佐美松兵衛君

同(鈴木善幸君紹介)(第六四六号)

同(鈴木善幸君紹介)(第六七九号)

漁業法制定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七六三号)

漁船法並びに漁船船員法制定に関する請願(小高薫郎君紹介)(第七八〇号)

徳島県下の漁港修築に国庫補助の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第五二六号)

萩漁港修築の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第五五四号)

長洲漁港修築の請願(永田節君紹介)(第六二四号)

漁港施策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第五四八号)

三瓶村漁港拡張工事促進の請願(山崎岩男君紹介)(第四七二号)

増毛漁港拡張工事施行の請願(佐々木秀世君外一名紹介)(第八一五号)

横似漁港等築設費全額国庫負担の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇八号)

木直船入ま築設の請願(田中元君紹介)(第五四〇号)

久遠船入ま築設工事施行の請願(富永格五郎君紹介)(第六七七号)

漁業権に関する請願(佐竹新市君紹介)(第六四七号)

追直浜に船入ま築設の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇九号)

久慈港に船だまり築設の請願(鈴木善幸君紹介)(第五四二号)

大浜灣に船だまり築設促進の請願(内海安吉君紹介)(第六三九号)

志和岐浦に船だまり築設の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第七二五号)

室蘭市に北海道水産試験場支場設置の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇七号)

香川県観光水族館建設費国庫補助の請願(田万廣文君紹介)(第五八一号)

旋網漁業許可方針確立に関する請願(小高薫郎君紹介)(第七七六号)

魚族資源の維持培養に関する請願(小高薫郎君紹介)(第七七七号)

漁業金融に関する請願(小高薫郎君紹介)(第七七九号)

内水面漁業に関する請願(松本一郎君紹介)(第八一六号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

国立水産研究所を南九州に設置の陳情書(佐賀県知事沖森源一)(第二二二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

漁業法案(内閣提出、第五回国会閣法第一八六号)

漁業法施行法案(内閣提出、第五回国会閣法第一八七号)

○石原委員長 これより水産委員会を開きます。

昨日に引き続き、漁業法案及び漁業法施行法案を議題といたしまして、参考人各位より御意見を聞くことにいたしました。

この際一言参考人各位に申し上げます。本法案は、申すまでもなく現行漁業生産に関する基本的制度を根本的に

改革せんとするものでありまして、今後の漁業のあり方、ひいては水産業界に及ぼすところまた甚大なるものがあると思ふのであります。かかる重要法案の審査にあたり、多年の御経験と御研究に基き各位の御意見を拜聴することによつて、本案の審査に万全を期したいと存するのであります。参考人各位におかれましては、本案についてあらゆる角度から忌憚なき御意見を御発表くださるようお願いするとともに、万一にも利己的な意見が公述され、そのため真相をつかみ得なかつたならば、わが国水産界に影響するところ甚大なるものがあるかと思ふのでありまして、あくまで公明正大なる御意見の発表を切に希望いたします。

会議を進めるにあたりまして、念のため参考人各位に申し上げておきますが、参考人各位の発言は、その都度委員長よりの指名とすること。参考人一人の御発言時間は大体十五分程度とし、御発言は発言台でお願いいたします。まず御発言の際には、必ず御職業とお名前を述べていただきます。また委員諸君の参考人に対する質疑は、各参考人の御意見発表後ただちに十分ずつ行うことにいたします。以上あらかじめお含みお願ひしておきます。

なお参考人各位に本日の参考人各位の氏名を申し上げます。

浦上 喜一君 安達忠三郎君

宇佐美松兵衛君 山本 秀雄君

古賀 榮吉君 四井 廣夫君

十一月十七日

漁業法案の一部修正に関する請願外一件(鈴木善幸君紹介)(第五四七号)

第一類第十号 水産委員会議録第十一号 昭和二十四年十一月十八日

まず浦上喜一君にお願いいたします。

○浦上参考人 私は山口県安下庄漁業協同組合の浦上喜一でございます。小さいときから漁業を営んで参りましたので、こういう場に出まして、参考人の意見を申し上げることは、いかに存じますが、今日にはばからず意見を述べさせていただきます。

漁業法の改正は、農地改革とともに民主的にできるものと私は考えておつた次第であります。この法案につきましては、私たちは第一次案を最も希望するものであります。しかしながら、第一次案の方では組合員の加入脱退を自由にするということにおいて難点がございましたので、ある方面からの注意がございました。第二次、第三次、またその後の改正ということになりました。漁業制度改革案の講義を讀んでみますと、政府当局がこの問題について非常な御苦心をいただいたという意のあるところがあり、とわかるのでございまして、この点については私は当局に感謝申し上げる次第なのであります。けれどもこの法案の改正にあたりまして、私どもが最もいけないと思ひますのは、農地法と違ひまして、個人に免許するところの漁業権は、農地法で申しますと大地的の存在と考えられるほかないと思ひます。農地におきましては、ある程度の土地しか耕作できないというところになっておりますが、何十人、何百人という従業員を役して個人が営む権利は、これは農地

県議会の水産副委員長をやつておられ
ます安達忠三郎であります。

本朝来いり、御意見を拜聴して
おつたのであります。私の申し上げた
こともすでに盡きておるのでありま
すが、二、三点この法案の修正に対
する希望意見を、きわめて簡単に、重
複を避けて申し上げてみたいと思いま
す。

まず第一点は、定置漁業権について
であります。定置漁業権の共有の主
体、これをどこに置くか、端的に申し
ますれば、漁業協同組合に持たして
いただきたい。これは今度の新しい漁
業協同組合なり、漁業会なりとはか
つて来ておるのであります。そこに
多少の難点がないこともないのであり
ます。たとえて申しますれば、一つの
地区に何個もの漁業協同組合ができ
るとか、あるいは加入、脱退が自由で
あるとか、こういう面から多少の難点
があるのであります。これについては
ある程度の条件を附してもよろしい
と、私は考へるのであります。すなわ
ち私の考へておりますその条件と申
すのは、地区内漁民の自由と自覚に
よつて、漁民の四分の三以上が加入
しておる漁業協同組合、すなわちほと
んど漁民が全部加入しておるもので
あります。同一地区に二つも三つもあ
るようなものは、これは対象として
考へない。それからいま一つは、漁業
調整委員会において、貸付けてもこ
れは何らの弊害がないと認められた
場合に、貸付けても、これによつて
何ら弊害が伴わないと認められる場
合、あるいはこれは今日の時代にはあ
まり適合はいたさないかもしれぬが、

貸付のときは事前に官公庁に届け出る
とか、事前に認可を受けるとか、こ
ういふような条件を付しても、あるいは
いいではないかと考へるのであります
が、この貸付を認めてもらいたい。
特にわれわれ、従来沿岸で小さな定置
漁業を営んでおりました経験から考へ
て見ますと、個人の資本家に経営をま
かせますときに、いろ／＼な小さな問
題ではあります。弊害が起つておる
のであります。それは碇をおろす場合
に、地元漁民はぜひ土俵をやつてい
ただきたい。砂だまりをやつていた
きたいという希望を持ちました。
も、経営者の都合によつて、これを石
を沈める。その石が累積して非常に大
きな障害となつて、次の定置漁業の網
入れにさしかかるとか、あるいは小
漁業、一本づり漁業などに支障を来す
とか、そういうような弊害も私も経験
したところがあります。それからま
た一本づりとかはいなわ用のえさの問
題であります。定置漁業によつて漁獲
されたものをえさにする場合に、えさ
は高いんだ、こういう観念をもつて、
普通のその日の取引価格の二倍、三倍
をとられる。こういうふうな弊害も過
去において私も非常に経験している
のであります。こういうふうな問題を
考へてみましたときに、あるいはまた
漁業協同組合の経営の面から申しま
しても、定置漁業の漁獲物をその協同組
合の生産のほとんどとしてしような
漁業協同組合では、個人の大資本家が
これを経営しまして、沖からただちに
自分の船で持つて帰つて陸揚げする
というふうなことになるならば、協同
組合の共同販売面から生ずる収入とい
うものを唯一の財源としているよう

場合には、協同組合の経営上ゆゆしき
問題が起るのであります。さらにまた
将来考慮されますことは、この定置漁
業を従来唯一の事業としておつた協同
組合では、あらゆる共同施設を定置漁
業から生ずる財源を自当として起債を
し、借金をしてやつていくというもの
が、非常に困る問題が起つてくるの
ではないか。こういうこまかい問題は別
にいたしまして、とにかく協同組合に
これを持たしていただきたい。こ
ういふことを希望いたします。

それから第二番の問題は共同漁業権
についてであります。これも今朝来
いろ／＼の方から御意見が出たのであ
ります。現行の専用漁業権から魚類が
除かれて「海草貝類又は主務大臣の指
定する定着性の水産動物」となつて、
何か七種類くらい指定されているよう
であります。これは他の魚類であり
ましても、暗礁であります。ある
いは人工による投石、築いそ等によつ
てその区域内にある程度定着し、一般
の小漁業者の漁業の目的となるもの
が、たくさんあるのであります。一本づ
り、はいなわ、魚つき等の対象になる
魚類がたくさんありますので、この共
同漁業権にもつと／＼と／＼と／＼と
もどなたかの御意見にありましたよう
に、こちらから申請して、そのもの
に対してはとらしていただく、こ
ういふ方向に行かしていただきたい
思ふのであります。

それから第三の問題は、これも今朝
来いろ／＼御意見があつたのであり
ますが、内水面漁業の問題であります。
内水面、なかんずく河川漁業に對して
も、第五種の共同漁業権を興えてい
たいて、お互いの自主的な申合せによ

り、自主的な計画によつて増殖をはか
り、濫獲を防止するように、合理的に
運営されて行きたい。かように考へる
のであります。

それから第四の問題は、これもいろ
いろ御意見が出たのであります。補
償金、免許料、許可料、行政費の問題
であります。補償金の期限をもつと短
縮してもらいたい、ということが第一
番の希望であります。それとともに、
その短縮がきわめて困難であるなら
ば、これに金融的な裏づけのできる措
置を講じていただきたい。これを中
金に持つて行けば、必ずその額面とか、
あるいは額面の八割を出すというよう
な、金融上の裏づけのある措置を講
じていただきたい。それから免許料、許
可料の問題につきましては、これは従
来の漁業会から新しい協同組合に横
すべりするものに対してはとらない。こ
れを廃止してもらいたい。もちろん行
政費などというふうなもの、当然国
庫で負担していただきたい。

大体この四つの点について修正して
いただきたいという希望を持つてお
ります。きわめて簡単であります。こ
れで終ります。

○玉置(信)委員 安達参考人に二点お
伺いたしますが、安達さんがた
だま公述された中に出た定置漁業は、自
営できる組合には許可をしてもらつた
方がいんじやないか、こういうよう
に受取つたのであります。次に組合で
経営のできないものは、貸付を認める
という方法に持つて行けばいんじや
ないかという御意見であります。そ
うして自営できるものでできないもの
を区別した、ここに法的な根拠を求め

て、法案をつくつてもらいたいとい
う御意見でありますか。

もう一つついでに。その次はえさを
買う場合に、個人経営の人から買うと
非常に高い。これを組合の共同販売と
いうことにすれば安く買えるのじや
ないかというように受取れたのですが、
そうしますと、これから漸次統制のわ
くがとれて、将来あらゆる鮮魚が自由
販売になるという場合においても、な
おかつ組合はその組織力によつて共同
販売ができるという見通しのもとにお
ける御意見でありますかどうか、その
点をひとつ伺いたしたいと思います。

○安達参考人 多少私の言の足りない
つたところがあると思ひますが、第一
点の問題は、自営できるべきぬの問題
にかかわらず、とにかく協同組合に興
えてもらいたい。自営し得ないものに
は貸付けてもさしつかえないじやない
か、こう思ふのです。第二のえさの問
題であります。これもちよつと私の言
が足りなかつたと思ひますが、かりに
漁業協同組合が定置漁業権を持つてお
つて貸付けをする場合に、一つの条件
をつけ得るのです。俵は必ず土俵を用
いること、砂俵を用いること、ある
いはつり漁業のものに對しては、その日
の時間により特別の価格をとらない、
そういう精神であります。そういう条
件をつけられるから、沿岸漁業を保護
し得る、こういうふうな考へ方であ
ります。

○夏堀委員長代理 御質問ありません
か——では次に四井廣夫君

○四井参考人 私は大分県長洲町の漁
民四井廣夫であります。今回はからず
も、今日のこの公聴会の参考人として
愚見を申し述べた機会を得ましたこと

は、私の最大の喜びとするところであり、私は学識のないただ一介の生産労働漁民でありまして、漁業法、漁業権制度の改革につきましては、法的にかく／＼と意見を申し述べることにはできません。また先般来、先聲各位の公述人並びに参考人が、われ／＼漁民の言わんとするところを言い盡されておるのであります。ただ私は家代々が漁業でありまして、私も依然として漁村に育ち、この年になるまで漁民として生きて来ております。私の実際の経験を通じて、まったく赤裸々の漁民として、いかに新漁業法また漁業権がありたいかを、率直に申し述べたいと思ふのであります。

終戦以来幾たびか漁場制度の改革が叫ばれ、その間種々の曲折を経て、ようやくにして新漁業法が立案され、国会上程への運びとなり、今日そのためこの公聴会が開催されるに至つたことは、漁民としてまことに快哉を叫ぶものであります。それも真に漁民を封建の桎梏より解放し、漁村を民主化し、真に漁民一人々々が、安んじて漁業を営み得る、それはあたかも農地改革によりそれ／＼農民に耕地が與えられ、他に侵害されることなく、安んじて自己の耕地を愛と最善の創意くふうと努力をもつて耕し、その自己の生産により、自己の生活をゆたかにし、同時に社会全般に貢献でき得るようなくないに、新しき漁場秩序が制度化される漁業法、いわゆる漁業規範が打立てられねばならないと信じます。かくしてこそ初めて漁村の民主化もでき、漁獲の増産も可能なのであります。しかるに現在の沿岸漁場はいかがでありましようか。そして漁民の生活

は、漁場はます／＼修羅場化し、酷漁濫獲はその極に達し、まったく荒唐の一途をたどつています。この原因こそは、漁業制度の不備によるものでありまして、今日いわれる日本の漁業の掠奪的である根本原因は、この制度の不備に由来するのであります。これを真に改革しない限りは、大きくは世界水産人として、平和の産業者としての仲間入りができないと信じます。

さてそこでわれ／＼沿岸漁民は、今度の新憲法による漁業法の改革には、最大の関心を持つてゐるものであります。もとより浅学者ばかりでありまして、政府案などは、新聞とか系統団体の機関紙などで見るのでありますが、字句の解釈など間違ひもあるとは思いますが、ただいまの政府案では、それは決して漁民のために、漁民の幸福を招来し、漁村民主化をもたらすものと、自信を持つて言えないのであります。目下の漁村の客観情勢を考慮に入

れるならば、新漁業法案には、漁業に関する金融、労働、資材、保険等の問題は、当局はまったく黙して、単に漁業権や漁業調整委員会に関する規定を扱つてゐるにすぎないやうでありまして、單なる漁場調整法にすぎず、この点におきまして、おもむろに極言せば、現漁業法より退歩してゐるやうに思われるのであります。許可漁業のことはほとんど触れておられないやうに思つて、農林省令や県の規則にまかせておつての無動力船時代におきましては、沿岸漁場調整法がすなわち漁業法であ

りましようが、現在のごとく技術的にかつ社会経済的に進歩せる時代においては、沿岸漁業調整は、單なる一つの目標にしか考えられないのでありまして、漁業権に関する漁業が漁業全体において占める比重は、昔より非常に軽くなつてゐると思つてありま

す。かように考へて参りますと、農地改革における土地制度の役割と比較して、漁業権制度の役割はあまりに小さ過ぎるやうに思われます。漁業は生産手段がまづたくものを言うことを知らねばならないのであります。この狭ま過ぎる小さな漁業権の中で、わずかに根付け漁業権すなわち共同漁業権のみが漁業協同組合に付與されておるのであります。依然この中には浮魚がはずされております。これでは實際に沿岸零細漁民は、その生活の糧の足しにもならないのであります。浮魚をはずしておることは、私も沿岸漁民は絶対に承服できないのであります。

さて次に定置漁業権の優先順位につきましては、協同組合が先になつておりますが、この点はある程度納得できますが、前記に申し上げました、生産手段の裏づけたる、すなわち資金、資材の法的処置が御考慮願えない限り、この原案の優先順位は本末顛倒の策にひとしいものと言わなければならぬのであります。私は断固としてこの定置漁業権こそ漁業協同組合に付與されると同時に、生産手段の裏づけたる金融、資材の法的処置の実現方を、政府当局並びに国会に、沿岸生産労働漁民のためにお願ひするものであります。もし定置漁業権を付與されたる協同組合が、物質的條件で漁業を自営でき得ない場合のときは、そのときこそ真に

漁村に理解のある資本家と労資一致、資本家は資金、協同組合は與えられたる漁業権と、われらの資本たる筋肉労力と、伝統的な漁撈体験と、不屈なる漁民魂を提供して、真に民主化したる明朗なる、搾取もなければ奴隷的労働もない漁業経営ができ得ると私は信ずるのであります。

次に漁業調整委員会につきましまして、絶対に、市町村漁業調整委員会をぜひ置くよう措置していただきたいのであります。地元漁民の意見を、直接に反映されたいやうな海区調整会は無意味であります。そして調整会の委員には、協同組合の正組合員を過半数を出せるやうにしていただき、そして中央審議会委員は調整委員の互選にしたいでございましてあります。

以上であります。まだ申し述べたいことは山積いたしておりますが、公述もまことにござんと存じております。いまさらくど／＼と申し述べてもむだと思ひますが、最後にせひとも私はお願いいたしたいことは、水産日本の将来のため、かつまた魚族繁殖保護の見地からも、現在沿岸漁業組合に與えられておる専用漁場の漁業権は、新漁業協同組合へせひとも付與されんことを切望する次第であります。その理由は時間の関係上ごく簡単に申し上げますが、一部特殊な深海魚族以外の魚族は、ほとんど沿岸の浅海に産卵して、稚魚となつて一応深海に下り、成魚となつて再び浅海に産卵のために遊泳するのであります。われ／＼漁民は、永年の経験上よくその原理を把握して、農民が農作物を愛すると同様に、われ／＼漁民も幼魚を愛して、自主的に各海区に応じて一定の繁殖時には休漁し、ある

いは禁漁区を定めて、魚族の繁殖を保護し、もつて水産日本の永続性を維持しておる次第でありますので、この意味からいたしまして、わが国の水産に卓越なる識見と、御理解ある水産常任委員の御先生方に、私のいままでも申し述べました趣旨を取入れられまして、民主日本にふさわしき新民主文化漁村のでき得るやうな漁業法案の立法方を、ひとえにお願ひして私の公述を終ります。

○夏堀委員長代理 質問ありませんか。

○川村委員 四井さんにお伺ひいたしますが、漁業権はすべて漁業協同組合というところは私も納得できます。そこで現在の持つておる漁業協同組合、その他個人のものもありませんやう、それらをお互に無償で與えらるやうか、あるいは現法案にありまするやうに、政府買上げをして、そして協同組合がさらに免許料、許可料を拂つて、全部漁業協同組合に免許あるいは許可して、こつたか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○四井参考人 お答えいたします。われわれはもとよりこの法案が実施されるというときに、われ／＼沿岸漁民といたしましては、漁業権の一応の政府買上げは、無償で買上げていただきたい。そして無償で拂ひ下げていただきたい。かように私も主張したのであります。その理由といたしましては、御承知の通り、現在の漁業権は相当休んでおるのであります。もとよりこの漁業に従事するのは、資本家といへども全部がやつておるのであります。またこれを無償で政府で買上げて、無償で拂ひ下げて、現在やつて

いるところの生きている漁業権はそのまま下付されるものと考えておるのであります。しかしそのときに、農林省の係の方にも質問したのであります。が、どうもそういうことは政府としていけない、あらゆる見地から検討していけないということ、われ／＼もとより一介の漁師でありますので、学識とかさような法的なことはわかりませんから、それはどうもわれ／＼に落ちないという程度で、現在に至つておるのであります。この点で得れば、ただで買上げて、ただで下げていただきたい。そうするとやつておるものも、ただでもらうのだからあまり時間もからなければ、政府も金がいらないというわけであります。

○夏堀委員長代理 質問ありませんか。――それでは次に山本秀雄君。

○山本参考人 私は北海道の日本海の方に面しております。にしん地帯の増毛から出て参りました山本でございます。諸先生方には、連日全国各地から集まりまして、同じようなことを申し上げておるのでございますが、非常に御熱心にお聞き取りくださつておりますその熱心な姿を拜見いたしますと、まことに感謝感激しておる次第でございます。実は私が申し上げたいのは、北海道から選出されておられる先生方には、他の先生方に聞いていただくのでございます。今拜見いたしておりますと、北海道から出ておられる諸先生方、皆それ／＼北海道に帰られますと、自分で漁業を営まされておられます、私たちの大先輩なのでございます。従いまして、とうていそういう方々に私の意見を聞いていただくというふうな、おこがましい考

えは持つておりません。私は本修正案の広汎な議案につきまして、一々意見を申し上げる時間余裕を持つておりませんので、これをきわめて小さく縮小いたしまして、私の経験のあります定置漁業につきましてのみ、お話ししたいと思います。なぜかということ、申し上げますかと申し上げますと、北海道の定置漁業は、内地のそれと非常にその性格を異にしております。従いましてこの点を、私地方の沿岸の漁業の実体を基礎といたしまして申し上げたい、かように存じております。修正案の簡條々々につきまして、先ほど以来皆さんの最も関心を寄せられております諸点の中から三つ取上げまして、第一番目には今の免許の優先順位、第二番目には免許の期間に関する事、第三番目には漁業の証券と申しますか、今の買下げる問題につきまして、このこの三つの点を申し上げます。

私の責めを果たしたいと思つて、申し上げる前に、ひとつ私にはさつぱらんに、率直に、しかもかた苦しくなく申し上げたいと思つて、従つて非常に脱線するようなこともございましょうが、どうかそのときには委員長さんから御注意を願いたいと思つて、まず申し上げる前に、遠い私たちの小学校の時代、あるいはまた中学生だつた時分のことに戻りまして、その時分に習え覚えまして歴史の第一ページを私は広げてみたいと思つて生れす、一体この日本の国はどうして生れたのかというのを、今さら私が申し上げるのはおかしいのでありますが、私の当時教わりました歴史の本の中には、神武天皇様が突然この日本の国に

神の国からおいでになりまして、大和は橿原の都におきまして御位につかれ、そうしてこの日本の国は豊葦原國だ、こゝろいうように名づけられたのでございまして。ちよつと不幸にいたしましてその当時の人口問題とか、あるいは国勢調査とかいうような基本的な資料の持合せがございませぬので、一体その当時の人口が、どのくらいあつたか私にはわかりません。しかしながら男女の比率の關係は一体どつちが多かつたかということ、あらかじめ想像がつくのです。それはどういふところから想像がつくかと思つて、私は、あの三種の神器を見たならばわかるのじやないかと思つて、三種の神器から私の考えはヒントを得たのであります。いかなる時代におきましても、どんな善政をしきましても、やはり不平不満、あるいは自分の意に満たないような方々もあるのであります。そこで神武天皇様がいかに善政をしかれても、やはりときによつてはいろいろな不平を言ひ出す女もあるでございましょう。そういうときには、さつそく首飾りである八坂瓊勾玉を持ち出して、その威力によつてその不平不満を言う女を封じてしまつた。また他に不平不満を言う女性が出て来たならば、今度は八咫鏡という鏡を持ち出して、この威力によつて封じてしまつた。しかば男の方はどうかと申しますと、草薙劍一本やりでこれを封じてしまつたというふうな、あいで、どうも三種の神器の中に女性に関する宝物が多いので、私は、これは女の方が多かつたのじやないか、かように考える次第でございまして。

そこで、豊葦原國でありますから、決してお前たちは心配ない、どんなことがあつても、どんなに悪い條件にあつても、腹の減るようなことはないとそのとき仰せられたので、女は多いし、腹は減らない、ましてその当時はそう大した仕事もなかつたのだから、そういう時代に遭つたのだかと、これはいろいろと考へられますが、私が想像いたします範囲内では、これはきつと子供が生れるのじやないか、腹は減らないし……

○夏堀委員長代理 山本君に御注意申し上げます。衆議院規則の第八十三條には「公述人の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない」とあります。これは参考人にも適用されます。この漁業法についての御発言を願います。

○山本参考人 承知いたしました。そこで私は実は北海道の定置漁業の沿革史を申し上げる前提といたしまして、今引例をしたのであります。従いまして、国内の人口がふえて参ります。このはけ口をどこに求めるかというふうなことになつたのでございまして、本州の北の方には、その当時えぞ地という相当広汎な物資、資源の豊かな土地がある。この方に向つて進んだらば、必ずこの窮地を脱するはけ口があるのじやないか、かように考えられました結果、しからばどういふ人間を向うにやつたらいいか、それにはまず第一に船に乗れる人間でなければ渡れません。あそこには津軽海峡という大きな障壁がありますので、まず第一に船に乗れる人、それから向うに着きましても、すぐに食糧の輸送ができませんから、野放しにしておいても死な

ないような人間ということを考えますと、これは漁師が一番適當ではないか、こゝろ考へられたのであります。従つてわれ／＼漁民の先祖が、まずその特攻隊になりまして、海を押し流されながら向うに渡りまして、大いに海岸伝いに奥地に進出して、今日の北海道開發の礎になつたのは、われ／＼漁民の先祖の努力であると私は信じて疑わないものであります。

そこでこの定置漁業の問題になりますが、最初は、もちろん私たちの祖先は、漁業資材などございませぬから、あるいは手やりであるとか、竹かごとかというものを用ひまして、大いにその地方に寄せ集まる魚をとつたのでございまして、それがだんだん改良せられ、あるいは刺網にもなり、角網にもなつたのであります。その当時の角網はいきなり網と申しまして、人が立つておるところでもかまわず、そのままおつかぶせるとか、海上は非常に混雑をきわめておつたのでございまして。毎日流血の慘事に見舞われておつた。これではいかぬというので、自分の本拠をまず土台にして、お前はここの土地に網を立てろ、お前はこつちだ、君は向うでやれというので、一定の場所を與えられて、これが定置漁業になつたのだと私たちは先祖から聞いております。しかしここでひとつお考え願ひたいのは、せつかく位置は指定されましても、海の底はこの東京の市中のように舗装され、平坦ではありません。大きな岩も、大きな石もありまして、そういう所にわれ／＼の先祖は網を立てて行く。あるいは自分で入れない所は遠く小樽、函館方面より潜水夫を雇ひ入れまして、網をすえ

つけられるようにこしらえたのでござ
います。それも一代では、できないで、
その息子に譲り、さらにまたその孫に
譲るといふように、漁業権をいいたい
たのは、無償でいただいたように言わ
れる方もござりますが、これに要した
費用は莫大なものでござります。
私はあそこにおきまして、ちようど私
で四代この定置漁業の経営をしており
ますが、どうやらちようど満足に網を
を立てられませんでしたのは、ちようど私の
親の代だつたそりでござります。そう
してちようど私に移りまして、ど
うやらこれから本格的に力を入れて、
大いに生産増強に当らうと思つて、さ
きにおきまして、いろ／＼と社会の情勢
がかわつて、少し待つたといふような
号令がかつたのであります。はたし
てこつた状況にありませう定置漁業権
が、こつた方法によりまして再配分
されるということが、現下の厳正な
る意味における民主主義のやり方であ
るかどうかといふことを、もう一べん
賢明なる先生方に御再考を願ひたいと
思つてござります。

次に逐條的問題に入つて行きます
が、この第一の優先順位の問題でござ
ります。これは先ほど以来申し上げま
したように、私の方の町で、沿岸八里
にわたつておりますが、この町だけで
もしん定置漁業は百箇統余りござ
ります。しかも先ほど以来休業統とい
ふようなことも言われておりますが、北
海道には特に繁殖保護規則が施行せら
れておりまして、その関係上、立てた
くても、立てられない、強制的に休業
させられておる場所もあるのでありま
す。そういうふうな関係で、私たちの
町では、ただいま約九十箇統立て込

でおりますが、これに要する費用
は、現在の漁船、漁網並びに海面の施
設をそのまま使つたといつたしまし
ても、その経営費に少くとも一箇統七十
万円はかかる。幸いに中央金庫を通じ
まして、本年は一箇統当り十五万円の
漁業資金の貸付を受けられました。が、
残余の約五十万円に余るものは、自己
資金を使つたのでござります。その自
己資金を獲得するにあたりましては、
いろ／＼と艱難辛苦もござりますが、
とにかく何とか自分たちでもつてくめ
の修正案にもありますように、もし優
先的にこれを漁業協同組合にやるとい
たしましても、われ／＼地方における
のみの漁業資金さえも、すでに一箇統
五十万円ならず、まゝの五十万円にい
たしましても、四千五百万円の漁業資
金はいるのであります。こんなような
莫大な資金、しかもその間にはさげ、ま
す、さば、その他たくさんいろ／＼
な種類の定置漁業権がござります。こ
んなものが一べんに漁業協同組合にこ
ろけ込みまして、とうていその資金
のまかないはできるものではございま
せん。御承知の通り、漁業協同組合
は、加入脱退は自由であります。しか
も有限責任であります。こつたよう
な漁業資金のくめんは、一体だれが
するの。どんなくあいに、どんな方
法で持つて来るのか。漁業は絶対にも
うかるものである。決して損をするも
のではないといふ建前から申しますなら
ば、あるいは金融機関で貸してくれま
しよう。しかし私は、私の代になりま
してからは連続三箇年、にしん一尾も
とらないでえらい苦労したこともござ
ります。そういう歴史を持つておりま

すが、個人的経営でありました関係
上、親戚、知己あるいは友人等の援助
によりまして、どうやらちようど持ち
こたえて来たものではござりますが、こ
れが一つの団体となりますと、とうて
い維持することはできなくなる。もう
加入脱退自由でありますから、もぬけ
のからの協同組合が現出されるのでは
ないか、かように考へておる次第で
ござります。従ひまして、しいて優先順
位をつけなければならぬといふ御規則
ならば、ここで声を大きくして言いた
いことは、漁業協同組合とかあるいは
個人とか言わずに、ほんとうに自営の
できる力のある、しかも漁業に長い経
験と知識を持つておる、生産の拡充の
かゝるの民主主義的方法でないか、
かように考へております。

時間がかさませんで、どん／＼
はしよつて行きますが、第二番目の問
題につきましましては、いろ／＼と漁業権
を十分に活用するにあたりましては、
ただ船や網のみがあつたのではいけな
いのです。海面施設には相当いろ／＼
な施設を要します。従ひましてこの免
許期間を三年や五年頂戴いたしまして
も、十分にその施設をすることができ
ない関係上、漁獲も十分にできない、
かように思われるのでござります。そ
ういふような関係上、今まではこの免
許期間が二十箇年であつたのでござ
りますが、二十箇年はあまりに長いと言
われまますならば、せめて十箇年、十箇
年はどうしてもいたかないと、十分
な施設はできない、かように考へてお
る次第でござります。

第三の漁業証券の問題につきましまして
は、これは劈頭より私は、乱暴しくく
ものだと断定するものでございま
す。どこの世界をさがしても、こ
ういふときにあたりまして、人のもの
を三十箇年の、しかも今経済状態の変
動の激しい時期にあたりまして、三十
箇年の先つけ小切手——その間に年々
償還はするのでござります。ところが、そ
ういふものを與えて、自分の売る品物
は現金だ、こつたような取引はどこ
の国をさがしてもないものだとは信
じております。どうぞ賢明なる諸先生
方には、こつた漁師を困らせるよう
な案は撤回されまして、買うものも売
るものも現金といふようなあんばいに
やつていただきたいと思つてござ
ります。 どうもいろ／＼取りとめのないこと
を申し上げて、たいへん時間をつぶし
まして恐縮いたしました。

○鈴木(善)委員 山本さんに御質問申
し上げますが、山本さんの御意見の大
部分は、現在まじめに營々として自営
しておる漁業権は、むしろ取消しをす
るとかいうようなことをせず、その
まゝ認めたらどうかといふ御意見の要
旨と思つてあります。もしもしいて
優先順位をつけなければならぬのであ
れば、実際に自営能力のあるものに與
える。しかし根本的な考へ方は、現在
まじめに経営しておるものについて
は、そのまま與えておいてくれといふ
御意見のようであります。

〔夏洲委員長代理退席、委員長着
席〕
もしも御希望のようになつた場合、そ
うして不当に集中しておる漁業権であ
るとか、あるいは個人で持つておりな
がら、それを貸し付けて不在地的な
賃貸漁業権になつておるものとか、あ
るいは不適格者の経営する漁業権であ

るか、あるいは理由なく休業しておる
漁業権であるとか、そういうようなも
のだけを取消して、そうして再配分す
る場合には、優先順位については、協
同組合第一優先でもさしつかえないと
いふ御意見を持つておられるのである
か、その点をお伺ひしたいと思いま
す。

○山本参考人 鈴木先生の御質問にお
答えいたします。私は不在地的な、
あるいはまた不適格者が経営しておる
漁業権とか、あるいは法的に休業を命
ぜられておるのではない、真に休業し
ておる場所とか、あるいは人に賃貸を
いたしまして、その間のマージンをと
つておるとかいうような漁業権につ
きましては、御説のようにならぬに免許
されてもさしつかえないと思つて
またことさらにこれを漁業協同組合に
優先するといふことではなく、先ほど
申し上げましたように、ちようど漁業
権でも、もし適格者があつて、今まで
やれなかつた個人があらましても、そ
れが適格者であるとするならば、その
人にやつてもいいのではないか、漁業
組合が優先だとか、あるいは個人が優
先だとかいうようなことはなから
したいと思つてござります。

○鈴木(善)委員 これはちよつと愚問
にわたるようであります。と申します
のは、北海道におきまして定置漁業権
の優先順位の問題は、非常に大きな問
題であります。全道漁民の重大な関心
事であるわけでありまして、そこで重
ねてお尋ねするのであります。そこで重
ねてお尋ねするのであります。現在自
営をしておる、不当の集中によらな
いで、まじめに経営しておる漁業権が尊
重されるのであれば、その他の漁業権
の再配分については、あの優先順位に

ついで、北海道の特例等についてあながち固執するものではないかどうか、その点をお伺いしたいのであります。

○松田委員 関連して……山本さんの御意見の中に、日本の歴史を説いてお話でありましたが、この法案の中に、北海道の特異性を認めることになつておるのであります。つまり日本の歴史は、現在のアメリカにおいて、アメリカの開拓者というものに対して、アメリカは非常な尊敬の念を拂つておるのである。北海道は内地の府県と違ひまして、ただいま申された御意見の中に、北海道の定置漁業者は、あのアメリカの開拓者と同様な苦勞をもつて漁業を経営開拓して来たのである、ゆゑに北海道の特異性をどこまでも認めて行かなければ、北海道の現在の実情と非常に異なる点が出て来るのであつて、つまり北海道の秩序を攪乱するおそれがある、というような御意見のよりに聞きました、いかがなものでしょうか。

それからそれに関連して、鈴木先生の言われるように、北海道の特異性に対するもう一つの議論は、現在北海道には協同組合が結成されておるが、この協同組合は、資力の点において、また将来の金融の点において、現在の段階としては、なか／＼お互いの気持ちにびつたり合はぬ、実情に合はぬような状態になつておる。ゆゑにまじめなる業者の経営しておる漁業権に対しては、この法案通り特異性を認める、こゝういふ御意見のように聞えますが、この点お伺いしたいと思います。

○山本参考人 鈴木先生の問題と、松田先生の第二問は大體連関しておりま

すので、一緒に答えさせていただきますが、私は先ほど来申し上げましたように、際際自分でまじめにその業に携わつておる人間の漁業権を尊重していただければ、決して固執はいたしません。現行法でけつこうだと思ひます。なお第二問の松田先生のお話を申し上げますと、なほ私がお聞き申上げたかつかつたのはその点なんでありまして、この北海道の開拓使にあたりましては、われわれ漁民の祖先、おじいさんやおばあさんが、全道沿岸各地にわたりまして、将来開拓を入れるくさびになつた、その足場の打ぐいになつたということをよくお考えください、何とか内地の漁業者とはかわつて、国に多少なりとも貢献せられておるこの特異性を生かしてやつてもらいたいというのが、私たち一般漁業者の意見であります。

○石原委員長 質疑がないようでありますから、次に移ります。宇佐美松兵衛君。

○宇佐美参考人 私は茨城県久慈町の漁民宇佐美であります。数日來のどを痛めておりますので、私の申し上げることは、さだめしお聞き苦しいことと存じますが、その点どうぞ御了承願ひいたします。私が申し上げるようなことは午前中皆さんから申上げておるようなこととございまして、簡単に二、三御意見を申し上げます、参考に供したいと存じます。

御承知のように茨城県は、霞ヶ浦、北浦を初めその他湖沼、河川が多数にありまして、二、三参考のために、特に内水面漁業権の問題について申し上げてみたいと存じます。まず内水面の漁業権は、今回の制度によりまして全面的に漁業権を失ふことになりま

が、それでは河川における漁業の秩序維持が非常に困難になるのみならず、二県二郡にわたるような河川にありまして、收拾することのできない混乱に陥るようなことが予想されます。河川の漁業権は現状に即したところの方法によりまして、漁業協同組合に漁業権を與えてもらいたいののであります。

次には共同漁業権の問題であります。この共同漁業権の免許は適格性があるようになつておりますが、この制度は漁業協同組合を弱体化し、ひいては本制度改革に逆行するものでありますので、この條文は削除していただきたいという考えを持つております。

次には定置漁業権の問題でございます。定置漁業権免許について、適格性の問題であります。定置漁業権は漁民全体の自営にとられず、漁業協同組合へ與えてもらいたいということが希望でございます。それは前の方が申しましたが、沿岸漁民の漁業権、小漁業者との相剋摩擦を調整することができようかと存じますので、定置漁業権はぜひ漁業協同組合に許可していただきたい、このように考えておるものでございまして。

次に漁業調整委員の問題であります。漁業調整委員の定数は、漁民が七、学識経験者が三、合計十名となっておりますが、一律に十名とすることによりまして、漁業の実情、漁民の密度等を考慮に入れて、これはもつと増員すべきであつて、陸上の農地委員のごとく、各町村に漁業調整委員というものを置くことを、一般漁民は希望しております。

次に海区漁業調整委員の資格でございますが、一年に九十日以上漁船を使用して漁業を営んでおる者、または漁業者のために船舶を使用しておる者であります。これは漁業協同組合の資格のように、三十日以上ということにぜひ改めていただきたい。

次に許可漁業と漁業権制度の問題であります。これは密接不可分の関係があつて、切り離すことができない問題だと思ひますので、許可漁業の方はそのまま見送つておきまして、沿岸の漁業制度のみを改正しておるというようなことは、はなはだ遺憾のことであると存じます。先ほど岩手県の菅原君から申されましたように、許可漁業の分で各府県が思い／＼に許可しておりましても、入会協定という難問題がありますので、許可漁業のもの、いわゆる回遊魚のものは、やはり全国を何区かにわけて、入会の状態をあまりむずかしくないようにしていただきたいというものが、われ／＼の念願でございます。

次には漁業権の制度の問題でございます。漁業権の制度は、実施期間の発布後二年を予想しておるようでありまして、この二年間というものは長過ぎるので、これは急速にこの制度を実施していただくことをお願いしたいものでございまして。はなはだとりとめのないことを申し上げましたが、私の申し上げることは、午前中申し皆さんが申上げたので、私は簡単な一言申し上げまして参考に供したいと思ひます。

○川村委員 漁業調整委員会の委員の選挙については、三十日以上漁業に従事している者であればよいというふうな御趣旨かと解釈できますが、これは北海道に例をとりますと、三十日以上と言へば、もちろん六十日も三十日以上にはなりません、いかつりとか、こんどりとかがいふものは、本業としてでなく、先生でも床屋さんでも、鍛冶屋さんでもげた屋さんでも、三十日以上漁業に従事しておる者が非常に多いのであります。三十日以上漁業に従事しておれば、何人でもよいという御意見ですか。これは漁民の定義ということから、漁業権の問題と非常に関連性を持つので、これを一応お伺いします。

○宇佐美参考人 ただいまの川村先生の御質問であります。要するに漁業協同組合員であれば三十日以上ならよいというふうには私は申し上げたつもりであります。

○川村委員 協同組合員であればよいということになりますと、漁業協同組合員も同様であります。北海道に例をとつてはなはだ狭い見解かもしれませんが、先ほど私が申しましたように、副業的にやつている者が相当にあるのであります。そうした者まで調整委員会の委員を選任する資格を持つということになります。これは本業でなければならぬというお考えか。それとも副業でも何でもよいから、三十日以上漁業に従事している者であれば、選挙権もあるし、漁業権を受ける資格もあるということになるのか。その点について伺つておきます。

○宇佐美参考人 重ねてお答え申し上げます。私は本業を指して申し上げたのでありますから御了承願ひいたします。

○石原委員長 他に御質疑もないよう
でありますから、以上をもちまして本
日出席の参考人各位の御意見の発表は
終了しました。

なおこの際明十九日出席予定者の岩
田留吉君が、都合により出席できなく
なりましたので、その代理として北海
道紋別郡雄武町、漁業者三國賢三君が
出席したい旨申出がりましたが、こ
れを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 それではさようにいた
します。なお明十九日出席予定の京都
大学教授須貝脩一君が欠席する旨の中
出がありましたので御了承願います。

散会するに先立ちまして、長時間に
わたり、御熱心に御意見を發表くださ
いました参考人各位に対しまして、委
員会を代表いたしまして厚く感謝の意
を表します。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会